

平成 23 年度 第 6 回  
理 事 会

平成 24 年 3 月 5 日 (月)

議 事 録

財団法人武蔵野市福祉公社

平成23年度第6回理事会 議事録

- 1 開催日時 平成24年3月5日（月）  
午後1時55分から午後3時55分まで
- 2 開催場所 財団法人武蔵野市福祉公社 1階 会議室  
東京都武蔵野市吉祥寺北町1丁目9番1号
- 3 理事及び監事の現在数  
理事6名、監事2名
- 4 出席理事者数及び氏名  
理事6名  
理事長 長澤 博暁                      理事                      安達 高之  
理事                      大野 壽三枝                      理事                      安藤 真洋  
理事                      黒竹 光弘                      常務理事                      河中 款  
監事2名  
監事                      五十嵐 利光                      監事                      安田 大
- 5 定足数                      4名
- 6 欠席理事者数及び氏名  
理事0名  
監事0名
- 7 議決事項  
議案第12号 「財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程」の一部を改正する規程について  
議案第13号 「財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程第8条に規定する理事長の承認に関する規程」の一部を改正する規程について  
議案第14号 「財団法人武蔵野市福祉公社職員の業務外の傷病による欠勤に関する規則」の制定について  
議案第15号 公益財団法人移行後の最初の評議員の選任方法について  
議案第16号 「財団法人武蔵野市福祉公社評議員選定委員会規程」の制定について

- 議案第17号 「財団法人武蔵野市福祉公社評議員選定委員会規程に基づく評議員選定委員会委員の選任」について
- 議案第18号 公益財団法人移行後の評議員の定数及び任期について
- 議案第19号 「財団法人武蔵野市福祉公社老後福祉基金規程」の一部を改正する規程について
- 議案第20号 「平成23年度補正予算（第2回）」について
- 議案第21号 「平成23年度老後福祉基金の一部の取り崩し」について
- 議案第22号 「平成24年度事業計画及び収支予算」について
- 議案第23号 「平成24年度老後福祉基金の一部の取り崩し」について
- 議案第24号 「財団法人武蔵野市福祉公社中長期事業計画」の改定について

## 8 議長及び議事録署名人の選任

寄附行為に基づき、理事長長澤博暁が議長席に着き開会、議長（理事長）から本日の出席者について、寄附行為第26条の規定による定足数を満たしているので、本理事会は有効に成立している旨の報告があった。引き続き、本理事会の議事録署名人に安達理事、安藤理事の2名を選任し、両氏もこれを承諾した。

## 9 議事の経過及び結果

- 議案第12号 「財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程」の一部を改正する規程について

中村総務課長から、提案理由の説明がなされた。

安田監事から、第10条の3の第5項中「欠勤及び業務外の負傷・傷病のための欠勤」について、前後の「欠勤」の違いについての質問がなされた。また、同条同項後段「別表第7により調整」とあるが「別表第7による調整」ではないかという字句の表記についての質問がなされた。

中村総務課長から、前段の「欠勤」は、「診断書の提出もなく、本人の意思で出勤しない」ものであり、後段の「欠勤」は、「病気又は怪我により、診断書が提出された上で出勤できない」ものを指す旨の回答がなされた。また、字句の表記については、誤りによるため「別表第7による調整」に訂正する旨の回答がなされた。

安達理事から、第10条の3の第4項中「4号給」「2号給」「1号給」の字句について、第1項の字句と整合させるため、それぞれ「4号上位の号給」「2号上位の号給」「1号上位の号給」ではないかと

いう字句についての質問がなされた。また、第10条の3第5項の「調整を行う」とあるが、「どの時点から調整を行うのか」という質問がなされた。

中村総務課長から、字句については次回修正の際に修正する旨の回答がなされた。また、「調整」については、「本人の定時昇給月」からである旨の回答がなされた。

黒竹理事から、第21条期末手当について、第2項では「理事長が定める」とあり、第3項では基準が定められていることから、条項の運用について質問がなされた。

中村総務課長から、第2項は率を定めており、第3項は基礎額を定めているため、第3項で定めた基礎額を何か月分支給するかという率について第2項で定めている旨の回答がなされた。

黒竹理事から、別表1について、何かのモデルを参考にして作っているのかという質問がなされた。

中村総務課長から、東京都行政職第1表をもとに、市が調整をして作成した旨の回答がなされた。

安達理事から、第10条の3第6項中「第1項、第2項目」とあるが「目」は不要ではないかという質問がなされた。

中村総務課長から、字句の表記については、誤りによるため「第1項、第2項」に訂正する旨の回答がなされた。

他の理事から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第13号 「財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程第8条に規定する理事長の承認に関する規程」の一部を改正する規程について

議案第14号 「財団法人武蔵野市福祉公社職員の業務外の傷病による欠勤に関する規則」の制定について

長澤理事長から、一括審議の申し出がなされ、他の理事からは意見はなく一括して審議することとした。

中村総務課長から、提案理由の説明がなされた。

安達理事から、議案第13号別表第3号の「業務上の負傷又は疾病若しくは通勤災害による負傷又は疾病」と労災補償との関係について質問がなされた。

中村総務課長から、療法に係る期間は100%支給し、それ以降については、労働災害補償法の規程に基づく給付を受けると考えている旨の

回答がなされた。

安達理事から、期間の設定は理事長が定めるものかという質問がなされた。

中村総務課長から、期間の設定は、診断書をもって理事長の判断による旨の回答がなされた。

安田監事から、労災を掛けているため労災から支給されるところを法人が負担することについて質問がなされた。

中村総務課長から、一般の傷病で休職に入ると8割支給、今回提案した病気休暇では90日間全額支給されることから、業務上の疾病については、一般の傷病とのバランスを考えてこのような規程にした旨の回答がなされた。

安達理事から、市の病気休暇の内容について、及び試用期間中の職員に対する扱いについて、試用期間中は正式な職員ではないのでその取扱いはどうなるのか質問がなされた。

中村総務課長から、市の病気休暇については、90日間で有給となっています。90日を超えると休職となり8割支給で、市と同様となっている旨の回答がなされた。また、労働基準法上、試用期間中でも一般の職員と変わらないため、取り扱いを分けていない旨の回答がなされた。

安達理事から、入社して10日目で病気になり90日間休んだ場合等の取り扱いについて質問がなされた。

中村総務課長から、制度上は90日間の病気休暇は取得できるが、試用期間中の勤務成績がほとんどないということになるため、3か月後の本採用の判断の対象となる旨の回答がなされた。

安達理事から、3か月間仕事しなくても給料を支給することとなり、特例扱いという見方もある。本来、何らかの形で福祉公社自身にメリットがあるため給料を支給するのではないか。また、実質的に試用期間がないことになるため、90日の病気休暇が終了した段階から試用期間とするのか、という扱いについて質問がなされた。

中村総務課長から、病気休暇を取得させないことはできず、また、3か月の勤務成績により、3か月以降継続して雇用するかどうか判断することとなる旨の回答がなされた。

安達理事から、正規職員のように福祉公社への復職に対するメリットを期待しているものと異なり、また、介護休暇等6か月未満の職員に対する例外規定があるように、試用期間中は対象外とすべきとの意見がなされた。

大野理事から、試用期間中の職員と一般の職員との違いの設け方は微妙なところがあるが、安達理事の意見も一理あるため、労働基準法にて照らしてどこまで特別に認めるかを一度検討したほうが良い旨の意見がなされた。

中村総務課長から、試用期間の労働基準法上の扱いを検討させていただいて、今後、できれば安達理事の意見の方向で改正したい旨の回答がなされた。

長澤理事長から、今回は原案のままでご承認いただき、今後の検討課題としたい旨が事務局からなされたことについて、他の理事に意見を求めた。

安達理事から、議案第14号第3条第3項の意味は、特例を認めないことであるかの確認と、例えば、インフルエンザ等の場合は「職員の責めに帰すべき事由」に該当するののかについて質問がなされた。

中村総務課長から、インフルエンザ等は「責めに帰すべき事由」に当らない旨の回答がなされた。また、「責めに帰すべき事由」とは、自分の行動によって引き起こされた怪我又は病気」と考えている旨の説明がなされた。

安田監事から、議案第14号第5条中、1, 2, 3で改行されている部分はスペースで良いのではないかと、また、1, 2, 3は、(1)、(2)、(3)ではないかという意見がなされた。

中村総務課長から、安田監事の意見のとおり修正する旨の回答がなされた。

他の理事から質疑、意見はなく、議案第13号及び議案第14号について一件ずつ審議の結果、全会一致で、本二案は可決承認された。

議案第15号 公益財団法人移行後の最初の評議員の選任方法について

議案第16号 「財団法人武蔵野市福祉公社評議員選定委員会規程」の制定について

議案第17号 「財団法人武蔵野市福祉公社評議員選定委員会規程に基づく評議員選定委員会委員の選任」について

議案第18号 公益財団法人移行後の評議員の定数及び任期について

長澤理事長から、一括審議の申し出がなされ、他の理事からは意見はなく一括して審議することとした。

中村総務課長から、提案理由の説明がなされた。また、議案第16号については、本理事会で決議いただくにあたり、字句の修正があった場合に、これを理事長に一任としていただくように、予めご了承をお

願いたい旨の説明がなされた。

安藤理事から、選定委員会の構成や人数について質問がなされた。

中村総務課長から、東京都のモデルを使用していること。人数の規定はないが、公平中立的立場の第三者を含めることが必要なため、本案では5名で構成し、3名が関係者、2名が外部委員となること。うち、3名は関係者であるため外部委員2名のうちの1名の承認がない限り選定はできない規定としている旨の回答がなされた。

安達理事から、議案第16号の規程の第3条中、「なお、外部委員（学識経験者）は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する」とあるが、「評議員と監事と事務局」は誰が選任するのか、という旨の質問がなされた。

中村総務課長から、「理事会が選任する」と読み取れるように修正する旨の回答がなされた。

安田監事から、議案第16号第3条第3号中、「第1号及び第2号」とあるが「前2号」ではないか、第8条第5項中、「会議には、議事録を」とあるが「委員会は、会議の議事録を」ではないか、第9条第2項中、「適任と判断した理由」と、同項第2号「候補者とした理由」が重複するのではないか、第10条第2項中、「候補者ごとに第1項の」とあるが「前項の」ではないか、という旨の質問がなされた。

中村総務課長から、第3条については理事長判断で修正を、第8条第5項については「委員会は、会議の議事録を」に修正を、第9条第2項については通常の候補者とした理由のほかに、さらに説明を求められることも考えられるため原案のまま、第10条第2項については「前項の」に修正する旨の回答がなされた。

安達理事から、議案第16号第9条の規定の存在意義について質問がなされた。

中村総務課長から、第9条は評議員候補者の規定であり、評議員候補者を理事会で決定し、理事会から選定委員会に推薦するものである旨の回答がなされた。

他の理事から質疑、意見はなく、議案第15号、議案第16号、議案第17号及び議案第18号について一件ずつ審議の結果、全会一致で、本四案は可決承認された。

#### 議案第19号 「財団法人武蔵野市福祉公社老後福祉基金規程」の一部を改正する規程について

中村総務課長から、提案理由の説明がなされた。

理事から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第20号 「平成23年度補正予算（第2回）」について

議案第21号 「平成23年度老後福祉基金の一部の取り崩し」について

長澤理事長から、一括審議の申し出がなされ、他の理事からは意見はなく一括して審議することとした。

中村総務課長から、提案理由の説明がなされた。

理事から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第22号 「平成24年度事業計画及び収支予算」について

議案第23号 「平成24年度老後福祉基金の一部の取り崩し」について

長澤理事長から、一括審議の申し出がなされ、他の理事からは意見はなく一括して審議することとした。

河中常務理事（兼事務局長、兼在宅サービス課長）、中村総務課長及び服部高齢者総合センター長から、提案理由の説明がなされた。

安藤理事から、事業計画の冒頭にある「法人の自立性を高めていく」で、利用者負担及び事業のあり方をどのように考えて経営していくのか、また、どのようなプロセスを経て新たな福祉公社像を考えているのかという旨の質問がなされた。

河中常務理事から、利用者の皆様への急激な負担にならないように配慮した受益者負担の大幅な見直し、福祉公社として自前で運営していけるような資質を持った経営を目指す旨の回答がなされた。福祉公社像については、常に市の政策との整合をとりながら、また、福祉公社の質は、市民からの評価、或いは、行政とのコミュニケーションにより、おのずから方向性が定まっていくのではないかという旨の回答がなされた。

黒竹理事から、緊縮予算であるが、職員のモチベーションの維持には気を付けていただきたい旨の要望がなされた。

大野理事から、収支の自立経営の点はあるが、公益法人と有償性を高めることと矛盾しないのか、という旨の質問がなされた。

中村総務課長から、収支相償を上回るような収入でなければ問題ないと考えており、また、財政上、給与是正等で人件費の抑制を図り、収支相償程度までの収支バランスをとっていく旨の回答がなされた。

安達理事から、福祉公社の原点である有償在宅サービスのあり方に



については根本的に見直し、基本的な考え方を残しながらも手直しをしていくことが必要ではないか、これらについて、十分に検討いただきたい旨の意見がなされた。また、事業計画5頁12在宅介護支援センター中、「東京都住宅供給公社等との連携強化」の内容について、及び、「ふれあいまつもと」の事業展開について質問がなされた。

荻原高齢者総合センター課長補佐から、「東京都住宅供給公社等との連携強化」について、巡回管理人による戸別訪問により得た情報について、大家側では対応できないところを在宅介護支援センターと情報交換を行っている旨の回答がなされた。また、情報交換は、市の高齢者支援課や民生委員も交えて行っている旨の説明がなされた。また、東日本大震災の被災者への支援についても、東京都住宅供給公社と連携をとって支援している旨の説明がなされた。

服部高齢者総合センター長から、「ふれあいまつもと」について、遺贈者はリバースモーゲージ利用者であり、没後市へ寄附された戸建て住宅である。利用料金一日100円の碁会所として運営しており、管理人の人件費により赤字となっている旨の説明がなされた。また、今後の寄附者の遺志を生かしつつ、今後の展開を検討している旨の回答がなされた。

安達理事から、財産は市の普通財産となっているか、福祉公社の財産になってもよいのではないかという旨の質問がなされた。

服部高齢者総合センター長から、財団法人の性格上、寄附に対する税金等を考慮し、当時、顧問弁護士である大野理事と相談した結果、遺贈者の遺志に叶うよう不動産を市に寄付する旨の遺言が合理的であると判断したと回答がなされた。

五十嵐監事から、公益法人移行に関する情報について、適宜理事会に報告していただく旨のお願いがなされた。また、介護保険法改正に伴う影響と対応について質問がなされた。

服部高齢者総合センター長から、デイサービスセンターについては、7時間から9時間帯に変更しないと年約500万円の赤字になるため、時間延長と機能回復の加算を検討している旨の回答がなされた。

森山北町高齢者センター次長から、5時間から7時間帯となった場合約500万円の赤字となるため、7時間から9時間帯に移行する旨の回答がなされた。

小林在宅サービス課課長補佐から、ホームヘルプセンター武蔵野について、試算が困難だが、約3%から4%の減収となり、ヘルパーの時間給について検討している旨の回答がなされた。

黒竹理事から、デイサービスセンターについて、7時間から9時間帯に変更すると聞いたが、人件費が減っていることについて質問がなされた。

荒井デイサービスセンター課長補佐から、現在アンケート集計中であるが、7時間から9時間帯への希望者が少なく、3分の1程度である旨の回答がなされた。

森山北町高齢者センター次長から、7時間から9時間帯に移行する際の延長時刻帯について、利用者アンケートを実施した結果、朝は従来通りの時刻で、帰り時刻の延長を希望される方が圧倒的に多かった旨の回答がなされた。また、人件費については、フレックスタイムを導入することで人件費の抑制を図っている旨の回答がなされた。

黒竹理事から、利用者様が一番良い形で、ご要望に沿えるような形でプランニングしていただく旨の要望がなされた。

安田理事から、平成23年度決算見込みについてどの程度の赤字又は黒字であるかの質問がなされた。

中村総務課長から、決算見込みはまだ出ていないが、少なくとも平成23年度予算に比較して赤字が縮減していると思われる旨の回答がなされた。

大野理事から、事業計画2頁の福祉資金貸付の根本的見直しについて、見直しすることとなった背景と見直しの委員会の発足時期、検討内容及び結論時期等について質問がなされた。

河中常務理事から、見直しの背景については、介護保険事業等の社会資源ができたこと、及び、東京都社会福祉協議会の不動産担保型の生活資金の貸付を行っていることである旨の回答がなされた。また、見直し委員会については、事業の主体が市であり、福祉公社は事務局として参加しており、委員会の市の予算は平成24年度に編成していることから、平成24年度中に条例改正できればと考えている旨の回答がなされた。

黒竹理事から、リバースモーゲージについて、利益相反の関係から廃止を検討していると解釈してよいか、と質問がなされた。

服部高齢者総合センター長から、一例、リバースモーゲージ利用者の成年後見人に就任した例がある。リバースモーゲージは市の事業であるが、福祉公社が本人の成年後見人に就任する場合はリバースモーゲージ契約を解約する、又は成年後見人に就任しない等の対応をしていくことで公平性や中立性を保つ旨の回答がなされた。

他の理事から質疑、意見はなく、議案第22号及び議案第23号につい

て一件ずつ審議の結果、全会一致で、本二案は可決承認された。

議案第24号 「財団法人武蔵野市福祉公社中長期事業計画」の改定について

中村総務課長から、提案理由の説明がなされた。

理事から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

## 10 報告事項等

連絡事項 理事会の日程について

中村総務課長から、平成24年度の理事会の日程について、次回5月25日金曜日午後6時から、平成23年度決算を含めご審議いただくため理事会を予定している旨の報告がなされた。また、先ほど議決いただいた最初の評議員推薦のため、3月末から4月上旬の間で臨時理事会を開催し、事務局案を提示しご審議いただく形をとりたい旨の報告がなされた。なお、日程調整については、改めて行う旨の報告がなされた。

以 上

本理事会の議決を証明するため、議長（理事長）及び議事録署名人において署名押印します。

平成 24 年 3 月 15 日

議長（理事長） 長 澤 博 暁 ⑩

議事録署名人 安 達 高 之 ⑩

議事録署名人 安 藤 真 洋 ⑩